

## 施設の概要

開設年月日	平成6年8月1日
設置者	社会福祉法人 函館厚生院
建物構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造4階建
敷地面積	10,583.64 m <sup>2</sup>
建築延面積	7,236.7 m <sup>2</sup>
利用定員	・入所 150名(含短期入所) (内訳) 一般療養棟(3・4階) 100床 4床室- 20室 1床室- 20室 認知症専門棟(2階) 50床 4床室- 11室 2床室- 1室 1床室- 5室 ・通所 53名(1日につき)
職員構成	医師・看護職員・介護職員・リハビリ職員・管理栄養士・介護支援専門員 支援相談員・事務員・歯科衛生士
協力医療機関	社会福祉法人 函館厚生院 函館五稜郭病院・函館中央病院 医療法人社団 吉田歯科口腔外科

### 交通案内



市電  
湯川終点 徒歩約6分

函館バス  
湯倉神社前 徒歩約5分

〒042-0932 函館市湯川町3丁目29番15号

介護老人保健施設	<b>ケンゆのかわ</b>	電話 (0138) 59-1211
通所リハビリテーション	<b>ケンゆのかわ</b>	電話 (0138) 59-1211
訪問リハビリテーション	<b>ケンゆのかわ</b>	電話 (0138) 59-1211
訪問看護ステーション	<b>ケンゆのかわ</b>	電話 (0138) 59-1214
居宅介護支援事業所	<b>ケンゆのかわ</b>	電話 (0138) 36-1500

共通 FAX 番号 (0138) 59-3990

ホームページアドレス <http://www.koseiin.or.jp/>

ご利用に際してのご見学、お問い合わせについては上記の電話へご連絡下さい。

## 介護老人保健施設

# ケンゆのかわ

### 【施設理念】

地域を支え、地域と共に歩む

老健でありたい

### 【基本姿勢】

1. ご利用者の尊厳を守り、その人らしく生活することを支援します。
2. 在宅復帰、在宅生活支援をすすめ、地域に根ざした老健をめざします。
3. 安心・安全・信頼される介護サービスを提供します。
4. 笑顔で心に寄り添う介護を実践します。
5. 職員がやりがいを持てる職場づくりを行います。



社会福祉法人 函館厚生院

# ～明るく健やかな在宅生活を目指して～

## 入所サービス

### 入所

【ご利用できる方】

要介護1～5に該当される方

【サービス内容】

施設サービス計画（ケアプラン）に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練等を行い、ご利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを支援するとともに、居宅における生活への復帰を目指します。

### 短期入所（ショートステイ）

【ご利用できる方】

要支援1～2、要介護1～5に該当される方

【サービス内容】

看護、医学的管理の下における日常生活上の支援を行い、療養生活の質の向上及びご利用者のご家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図ります。

【居室種類】※写真は一般療養棟（3・4階）

【入浴設備】※写真は大浴室（1階）、個別浴室（3・4階）



個室



4人部屋



大浴室



個別浴室

施設庭園



施設庭園では、四季折々の風景を楽しむことができます。リハビリの一環として外での歩行訓練を行うこともあります。



リハビリテーション室

リハビリ専門の職員が計画を立て、運動能力維持・向上を目指します。



理美容室

施設内に理美容室が完備されています。

## 居宅サービス

### 通所リハビリテーション

【ご利用できる方】

要支援1～2、要介護1～5に該当される方

【サービス内容】

ご利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法等のリハビリテーションを行い、ご利用者の心身機能の維持回復を図ります。

リハビリテーション



レクリエーション



### 訪問リハビリテーション

【ご利用できる方】

要支援1～2、要介護1～5に該当される方  
医師が訪問リハビリテーションを必要と認めた方

【サービス内容】

ご利用者の居宅において、主治医の指示にて理学療法、作業療法等のリハビリテーションを行い、ご利用者の心身機能の維持回復を図ります。



### 訪問看護

【ご利用できる方】

医師が訪問看護を必要と認めた方  
介護保険が優先になりますが、介護保険以外でも医療保険で対象になる方も利用できます。

【サービス内容】

ご利用者の居宅において、主治医の指示にて病状の管理、在宅療養のお世話、服薬管理、医師の指示による医療処置等を行います。



血圧測定



訪問車

### 居宅介護支援事業所

一人一人の心身の状態やご希望に合った適切な居宅サービスが利用できるよう、ケアマネジャーが居宅サービス計画を作成し、よりよい在宅生活を送ることができるよう支援します。

